

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年10月3日付け及び平成30年8月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成17年10月25日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成28年12月21日より、B所在の会社Cグループに所属し、商品の開発業務に従事していた。
- 2 請求人は、会社入社前の平成14年12月6日、D医療機関に受診し、「適応障害」と診断され、平成22年12月24日、E医療機関に受診し、「抑うつ状態」と診断されたが、その後、「双極性感情障害」に変更され、同医療機関にて療養を継続していた。請求人によると、長時間労働や人間関係の問題、仕事で評価されないこと等が原因で精神障害を発病したという。
- 3 請求人は、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分をした。さらに、請求人は、その後続請求として、同年2月1日から平成30年5月31日までの間の同給付を請求したところ、監督署長は、これも支給しない旨の処分をした。

本件は、請求人が、これらの処分（以下「本件処分」という。）を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、各々審査請求をしたところ、審査官が、平成30年12月27日付けでこれらを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害の発病時期、寛解の有無及びその悪化の有無

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の発病の時期、疾患名及び寛解等について

本件に係る一件資料を精査するも、決定書に説示するとおり、請求人は、平成14年頃にICD-10診断ガイドラインの「双極性感情障害（F31）」（以下「本件疾病」という。）を発病したものが、その後、症状が寛解あるいは自然経過を超えて著しく悪化したとする医学的所見はなく、不規則な通院状態及び不十分な服薬使用により増悪・軽快を繰り返していたものと判断する。なお、寛解とは通常就労が可能な状態で、治療により精神障害の症状が現れなくなった又は安定した状態をいうところ、請求人は平成23年1月17日から同年8月8日まで休職していた旨の申述をしていることや、平成29年4月4日付けの意見書において、F医師が、請求人は平成28年8月30日より休職し自宅にて休養加療している旨の記載をしていることを踏まえると、請求人の主張は採用できない。

(2) 長時間労働に係る主張について

ア 請求人は、原処分庁に提出していなかった請求人所持のデータ資料が存在していたとして、当該資料も踏まえて時間外労働時間数を算出し、平成19年8月23日、平成20年4月8日及び平成22年12月24日のそれぞれの直近の時期に、時間外労働時間数が月200時間を超えるような極度の長時間労働に従事していたという特別な出来事があったことを前提として、そ

の各時期頃に精神障害を発病していた趣旨の主張をしている。これらは、いずれも本件疾病発病後の時期であり、心理的負荷の評価の対象とならないものであるが、念のため検討すると、以下のとおりである。

イ 請求人の労働時間については、決定書に説示するとおり、審査官が、会社提出の「パソコンログ／記録集計表」を基礎として、時間外労働時間数を集計している。請求人は、「私の仕事は基本的にパソコンを使ってしているので、ログイン、ログアウトの記録が一番実労働時間に近い数字が出せます。」と述べており、また、ログ記録による時間外労働時間数は「就業管理表・勤怠管理表」による時間外労働時間数に比べ、請求人に有利なものとなっていることを踏まえると、審査官の集計結果はおおむね妥当なものと考えられ、これを覆すに足りる資料はない。そして、この集計結果によれば、請求人が主張する前記の各時期において極度の長時間労働があった事実を認めることはできない。

なお、請求人所持のデータ資料は、具体的には「労災証拠カレンダー」と「受信メール」であるが、労災証拠カレンダーは、何時・何の目的で作成されたのかが必ずしも明確ではなく、記録された時点における事実関係を証する資料としての正確性や信ぴょう性に疑問があること、また、受信メールは、社内メールの受信データであって、これによっては、請求人がメールを受信した時刻に就労していたことを裏付けるには足りないと考えられることなどに照らせば、これらの資料は、上記審査官の時間外労働集計結果を左右するものとはいえないから、これらの資料に基づいて集計した時間外労働時間数を根拠とする請求人の上記主張は、前提において相当ではなく、採用することができない。

(3) また、請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出せなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日